

商店街における感染症防止対策に向けた基本的な方針

令和2年5月14日

令和2年6月16日改訂

令和2年10月8日改訂

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくにあたり、
今後、商店街において適切な感染症防止対策を講じる際のガイドラインとしてとりまとめた
内容は次のとおり。（併せて、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイル
ス感染症対策の状況分析・提言」（2020.5.4）／別添「新しい生活様式の実践例」を参考とす
る。）

I. 一般的な事項

1. 来客の皆様への注意喚起

- ① いわゆる咳エチケットや、マスクの着用など、感染症防止に向けて来客の皆様にも
励行いただくよう依頼する。
- ② 仮に来客数が増大し密集状態が懸念される場合は適切な入場制限を行う。
- ③ 買い物時等には、適切な距離をできるだけ2mを目安に（最低1m）確保していただく
とともに、適切に換気を行うことや、対面時には、パーテイションを設置するなどして感
染防止に努める。
- ④ 電子決済の利用を推奨する。

⑤ 飲食店では持ち帰り等も活用する。

2. 商店街共用部（駐車場、トイレ、休憩スペース等）における感染防止対策

- ① 共有する物品（テーブル、いす等）や不特定多数が接触する場所については、定期的に消毒する。
- ② トイレについては、トイレの蓋を閉じて汚物を流すように表記することや、ハンドドライヤーや共通のタオルの使用は禁止する。
- ③ 屋内施設については、こまめな換気に努める。
- ④ ゴミの廃棄については、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用するとともに、マスクや手袋を脱いだ後は、石鹼と流水で手を洗う。

3. 商店街イベント（お祭り、セール、抽選会等）実施の前提条件（その1）

- ① 緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県（以下、「特定都道府県」という。）を所在とする商店街におけるイベント（商店街への来訪を伴わないものを除く）の実施については、比較的少人数が参加するイベント含め、都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切に対応すること。
- ② 特定都道府県以外の都道府県を所在とする商店街におけるイベントの実施については、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、「新しい生活様式」の実践や、適切な感染防止対策を講じること等の条件を満たすことにより可能である。ただ

し、当面の間、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、中止を含めて慎重に検討すること。また、大規模イベント（例えば1,000人を超えるようなもの）については、事前に都道府県等に相談すること。

4. 商店街イベント実施の前提条件（その2）

- ① 三つの密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと
- ② 密閉空間での大声の発声、近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策が講じられること

5. 商店街イベント実施時の感染防止対策

- ① 会場入口や受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 清掃、消毒、換気を徹底的に実施すること。
- ③ 鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用すること。また、マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹼と流水で手を洗い、手指消毒すること。
- ④ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等ができるだけ避けるようにすること。
- ⑤ 物販を行う場合は、多くの者が触れるようなサンプル品・見本品は極力取り扱わないこと。

- ⑥ パンフレット等の配布物は手渡しで配布せず据置き方式とすること。
- ⑦ 最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫すること。
- ⑧ 三つの密が発生しやすい屋内でのイベントは極力実施しないこと。実施する場合は、法令を遵守した換気等、こまめな換気に努めること。
- ⑨ イベント実施の時間を分散するなどして、混雑を避けること。
- ⑩ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。
- ⑪ 飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供すること。
- ⑫ 食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を皿に取り分けたものを参加者に提供するなど、工夫を行うこと。
- ⑬ 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ⑭ 新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその者と濃厚接触がある方、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者とその者と濃厚接触のある方、その他感染の疑いが強い方は来場しないように参加者へ呼び掛けること。また、イベント参加前後における三つの密が生ずる交流の自粛を呼び掛けること。
- ⑮ イベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合や地域の生活圏において感染拡大の可能性が報告された場合の対応方針について、開催自治体の衛生部局とあらかじめ検討しておくこと。

- ⑯ イベントスタッフに対して、マスク着用や手指消毒を徹底すること。
- ⑰ イベントスタッフに対して、出勤前に自宅等での検温を励行し、発熱等の症状がある場合には自宅待機等の対応を行うこと。なお、新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した者とその者と濃厚接触がある方、過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航並びに当該国・地域の在住者とその者と濃厚接触のある方も自宅待機等の対応を行うこと。
- ⑱ イベント実施時は、なるべく来場者の連絡先の把握に努めるとともに、接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスの奨励を行うこと。
- ⑲ 演者、選手と観客がイベント開催時及びその前後に接触することが無いよう確実な措置を講じること。

6. 商店街イベント開催時の収容率及び人数上限

商店街イベント開催時の収容率及び人数上限に関しては、上述の感染防止対策実施を前提に、当面 11 月末までの間、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、屋内イベントについては収容率 50%以内と人数上限 5,000 人、屋外イベントについては参加者間の十分な距離（1 m）の確保と人数上限 5,000 人とする。

II. 特記事項

商店街イベント開催時の収容率及び人数上限は、一般的な事項の感染防止対策を遵守することを前提に、実施するイベントの内容及び感染防止対策が以下の条件を満たす場合には緩和することができる。

1. 商店街イベント開催時の収容率、人数上限等の緩和

① 収容定員が設定され、大声での歓声、声援などが想定されない場合

収容人数 5,000 人以下の場合は収容率 100%までを人数上限とし、収容人数 5,000 人超の場合は、5,000 人又は収容率 50%のいずれか多い方を人数上限とする。その場合の留意点は次のとおり。

- a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とする。
- b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員までの参加人数とする。
- c 収容定員が設定されていない場合は、密集・密接が発生しない程度の間隔（最低限、人と人が接触しない程度の間隔）を空けることとする。

② 収容定員が設定され、大声での歓声、声援などが想定される場合

収容率原則 50%以内を人数上限とする。その場合の留意点は次のとおり。

- a 参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合は、異なるグループまたは個人間では座席を一席は空けることとする。但し、同一グルー

内（5人以内に限る。）では座席などの間隔を設けなくてもよいこととし、この場合、参加人数は収容定員の50%を超えることもありうることとする。

b 参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる場合は、収容定員の50%までの参加人数とする。

③ 収容定員が設定されていない場合

屋外等のイベントで収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を空けることとする。

2. 商店街イベント開催時の収容率、人数上限等の緩和の際の感染防止対策

- ① マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は個別に注意等を行うとともに、マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保すること。
- ② 参加者に大声を出す者がいた場合等は、個別に注意等を行うこと。
- ③ 入退場時の密集回避（時間差入退場等）、休憩時間や待合場所等の密集回避を行うこと。
- ④ 会場の入口では人と人との十分な間隔（1m）を空けた整列を促す等、人が密集しないようにすること。
- ⑤ 大声での歓声、声援等が想定されるイベントでは、隣席との身体的距離を確保すること。具体的には、同一の観客グループ間では座席を空けず、グループ間は一席

(立席の場合 1 m) 空けること。また、演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を 2 m 確保すること。

- ⑥ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限すること。特に収容率が 50%を超える場合は、長時間マスクを外すこと等によるリスクを踏まえ、イベント等での食事は行わず、指定された飲食スペースで感染防止策を講じたうえで飲食を行うこと。また、休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底し、混雑時は入場制限を行うこと。
- ⑦ 入場時の検温、有症状（37.5 度以上または平熱を超える発熱等）を理由に入場できなかった際の払い戻し措置等を事前に周知する等により有症状者の入場を確実に防止する措置を講じること。
- ⑧ 事前予約制、あるいは入場時に連絡先を把握すること。
- ⑨ こまめな手洗いを奨励すること。
- ⑩ イベント会場の出入口やトイレに消毒液を設置するとともに、施設内をこまめに消毒すること。
- ⑪ 屋内施設でのイベントにおいては、機械換気等を実施する等、適切な換気に努めること。
- ⑫ 接触アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスを奨励し、導入促進のため具体的な措置を講じること。
- ⑬ 有症状者は出演、練習を控えること。演者等と観客がイベント開催時及びその

前後、休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせること。

- ⑭ 物販を行う際には、人ととの十分な間隔（1m）を設けること。また、混雑時には入場制限を行うこと。接触が防止できないイベントについては開催を見合わせること。
- ⑮ 主催者及び施設管理者において、本ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表すること。
- ⑯ 収容率100%でイベントを実施する場合は、さらに以下を講じること。
 - a マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側で配布し、着用率100%を担保すること。
 - b 参加者に大声を出す者がいた場合等は、個別に注意、対応等ができるよう体制を整備すること（人員を配置する等）。
- ⑰ トイレの混雑が予想される場合、密にならないようトイレの同時使用人数を制限するとともに、人ととの十分な間隔（1m）を空けた整列を促すこと。
- ⑱ イベント終了後は、交通機関や飲食店などにおける分散利用を促し、感染予防を行うよう注意喚起を行うこと。
- ⑲ イベント終了時には、分散退場をする等、人が密集しないようにすること。

III. その他事項

このほか、商店街に属する各店舗において、添付した小売業や飲食業のガイドラインを含め、業種ごとのガイドラインがある場合には、その記載事項を踏まえて、適切に対応する。

なお、本方針は、令和2年10月8日時点での当面の対応であることから、今後の各地域の感染状況を踏まえて、隨時見直していく。

以上

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 □咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28°C以下に） □身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 歩くや自転車利用も併用する

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 □時差通勤でゆったりと □オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン □対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成